



平成23年5月26日

各 位

会社名 株式会社タカラトミー  
代表者名 代表取締役社長 富山幹太郎  
(コード番号 7867 東証第1部)  
問い合わせ先 常務取締役連結管理本部長 三 浦 俊 樹  
TEL 03-5654-1548

取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額ならびに  
これに伴う新株予約権の総数および目的である株式の数の改定の件

当社は、平成23年5月26日開催の取締役会において、取締役(社外取締役を含みます。)に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額ならびにこれに伴う新株予約権の総数および目的である株数の改定についての議案を、平成23年6月24日開催予定の当社第60回定時株主総会に下記の通り付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

##### (提案の理由)

当社は、取締役(社外取締役を含みます。)について、連結業績向上に対する貢献意欲や株主を重視した経営を一層推進すること等を目的として、ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることといたしたく、取締役(社外取締役を含みます。)に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容につきご承認をお願いするものであります。

また、今般、第2号議案(定款一部変更の件)および第3号議案(取締役13名選任の件)が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数が14名になり、取締役1名増員となることから、従来ご承認頂いておりました取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬の額の変更の承認をお願いするものであります。

ストックオプションとしての新株予約権の報酬等の額及び具体的な内容は、会社業績、および当社における業務執行の状況・貢献度等を基準として決定しております。

当社は、新株予約権が連結業績向上に対する貢献意欲や株主を重視した経営を一層推進すること等を目的として割り当てられるストックオプションであること等から、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

現在の取締役は12名(うち社外取締役は5名)ですが、第2号および第3号議案がいずれも原案どおり承認可決されますと、取締役は13名(うち社外取締役は5名)となります。

##### (議案の内容)

1. 当社の取締役の報酬額は平成18年6月27日開催の定時株主総会において、年額4億円以内(ただし、使用人兼務役員の使用人分給与を含まない)とする旨ご承認いただき今日に至っております。また上記の取締役の報酬額とは別枠として、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は平成19年6月26日開催の定時株主総会において、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年の年額1億円(うち社外取締役分は2千万円)を上限として設ける旨をご承認いただき今日に至っております。

第2号および第3号議案がいずれも原案どおり承認可決されますと、取締役の員数の上限が14名になり、取締役1名増員となることから、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年の年額2億円(うち社外取締役分は2千万円)と増額する旨をご承認いただきたく存じます。

2.当社取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は以下の内容といたしたく存じます。なお、今回のストックオプションとしての新株予約権の報酬等の額の改定に伴う変更は、次の(1)の新株予約権の総数が3,000個(改定前)から6,600個(改定後)となる点および目的である株式の数が300,000株(改定前)から660,000株(改定後)となる点であります。

(1) 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

新株予約権の総数

取締役について6,600個(うち社外取締役分は600個)を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

ただし、本議案の決議の日(以下、「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数は、取締役について660,000株(うち社外取締役分は60,000株)を上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に、取締役および社外取締役それぞれについての上記新株予約権の上限数を乗じた数を、取締役および社外取締役及それぞれが交付を受けることができる株式数の上限とする。

(2) 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)又は割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満

株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)又は他の種類株式の普通株主への無償割当て若しくは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

募集事項を決定する当社取締役会決議の日から2年を経過した日より5年以内で当社取締役会が定める期間とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

3. 上記取締役の報酬等の額及び具体的な内容には、従来どおり使用人兼務役員の使用人分給与を含まないものといたしたく存じます。

以 上